

観光振興事業費補助金について (公共交通利用環境の革新等事業)

国土交通省では、公共交通利用環境の革新等事業として、空港アクセス又は観光地周遊に使用する目的でユニバーサルデザインタクシーを導入する場合に補助を実施しています。

補助対象事業者

- 一般乗用旅客自動車運送事業者
- 一般乗用旅客自動車運送事業者に車両を貸与する者

補助対象車両

- 標準仕様ユニバーサルデザインタクシー認定要領（平成 24 年 3 月 28 日付け国自旅第 192 号）に基づく認定を受けたタクシー車両
(<https://www.mlit.go.jp/jidosha/content/001350570.pdf>)

補助率

- 1/2（上限額：90万円）又は1/3（上限額：60万円）

【補助金交付の流れ】

要望調査へのエントリー

- ※ 毎年3月又は4月頃に国が実施する要望調査にエントリーすることが必須となります。
(要望調査の実施時期は、予算の成立時期により毎年変動します。なお、令和3年度は令和3年2月に)

補助事業の内定・通知

- ※ 予算に応じて補助事業の内定を行い、対象者への通知を行います。

公共交通利用環境刷新計画の策定

- ※ 「公共交通利用環境刷新計画」を策定し、観光庁長官の認定を受ける必要があります。

ワーキンググループの開催

- ※ 関東運輸局の「観光ビジョン推進関東ブロック戦略会議二次交通対策ワーキンググループ」において、内定事業に係る実施計画の審議・策定を行います。

補助金交付申請書の提出

- ※ 補助金内示を受けた事業者については、受付期間内に運輸局へ交付申請書を提出してください。

交付決定通知

- ※ 交付決定通知書が交付されます。
(事業の着手が可能となります)

事業完了実績報告書の提出

- ※ 事業完了(車両の登録)した場合、完了日から1カ月以内に事業完了報告書の提出が必要です。
(完了日から1カ月後が4月10日を経過する場合は4月10日が提出期限)

事業評価の報告

- ※ 事業完了実績報告書に添付し報告してください。

額の確定・補助金の交付

- ※ 交付する補助金額の確定後、補助金の振り込みを実施します。